イベント参加規約

参加者（第2条第3号で定義します）は、株式会社KIRINZ（以下「当社」といいます）が主催・運営する本イベント（第2条第1項で定義します）に参加者が参加することに関して、本規約を遵守するものとします。

第1条（適用）

本規約は、本イベントの提供条件及び本イベントの利用に関する当社と参加者との間の権利義務関係を定めることを目的とし、当社と参加者との間の本イベントの利用に関わる一切の関係に適用されます。

第2条（用語の定義）

本規約では、以下の用語は以下の意味で利用するものとします。

（1）「本イベント」
当社が主催・運営する、ライブ配信プラットフォームを運営する各社が提供するライブストリーミング配信サービス「ミクチャ」、「17LIVE」、「Tiktok」、「IRIAM」、「Pococha」等（以下、「本サービス」といいます）におけるオンラインイベントをいいます。

（2）「本ウェブサイト」
当社が運営する本イベントに関する情報を掲載したウェブサイトをいいます。
なお、本規約において本ウェブサイト上に定めることとしている条件については、本ウェブサイト上の定め（本ウェブサイト上の定めが変更された場合は変更後のものとします。）も、本規約の一部を構成し、本規約の内容に含まれるものとします。

（3）「参加者」
本イベントの参加者をいいます。

（4）「参加契約」
本規約に基づいて、当社・参加者間に成立する契約をいいます。

第3条（本規約への同意）

1．本イベントへ参加するライバーは、当社が定める本規約に同意の上、本イベントに参加するものとします。

2．20歳未満の方については、必ず保護者の方の同意を得た上で、本イベントにご参加　ください。本イベントに参加した場合、本規約に同意したものとみなし、また親権者　等の法定代理人の同意を得た上で参加したものとみなされます。

第4条（応募資格）

本イベントへの参加資格は以下のとおりとします。

（1）各イベントで定められた参加年齢に該当する方。なお、未成年者については、親権者その他の法定代理人の同意を得ていることを条件とする。

（2）本イベントの最終審査まで参加可能な方

（3）反社会的勢力（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に定義される暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、暴力団密接関係者及びその他の暴力的な要求行為若しくは法的な責任を超えた不当要求を行う個人をいう）に該当しない方

第5条（本規約の変更）

1．本規約の規定は、民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、当社は本規約の各条項を、参加者の一般の利益に適合する場合又は変更を必要とする相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。
2．当社は、前項による本規約の規定の変更及び変更後の規定の内容を、本ウェブサイト等で公表し、公表の際に定め明示する相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第6条（参加契約の成立）
1．参加者は、当社が別途定める手続・フォーマットに従って、本イベント参加の申込み　を行い、氏名・住所・メールアドレス・電話番号その他当社が別途指定する事項について正確かつ最新の情報を当社に届け出るものとします。当社が、当該申込みについて承諾をし、参加者の本イベントへの参加を認めた時点で、当社と参加者の間で参加契約が成立するものとします。
2．参加者は、前項に基づき当社に届け出た事項について内容に変更が生じた場合には、
当社が指示する方法により、速やかに当社に届け出るものとします。

第7条（参加者資格の取り消し）
　　参加者が以下の各号のいずれかに該当する場合、当社は事前に予告することなく、直ちに当該参加者の参加資格を取り消すことができます。
（1）第6条に基づき当社へ届け出た事項に虚偽があった場合
（2）過去に本規約違反等により参加資格の取り消しをされていることが判明した場合
（3）本規約に反して応募を行った場合
（4）手段の如何を問わず、本イベントの運営を妨害した場合
（5）本規約に違反した場合
（6）その他当社が参加者として不適切と判断した場合

第8条（未成年者の参加）
1．未成年者は、本イベントの参加につき、親権者等の法定代理人の同意を得た上でこれ を行うものとします。未成年者が第6条に基づき本イベントへの参加の申込みをした　時点で、本イベントへの参加及び本規約に基づく当社と未成年者の参加契約の成立について、法定代理人の同意があったものとみなします。
2．未成年者が、法定代理人の同意がないにもかかわらず同意があると偽り又は年齢につ　いて成年と偽って本イベントに参加した場合、その他行為能力者であることを信じさせるために詐術を用いた場合、当該参加に関する一切の法律行為を取り消すことは出来ません。

第9条（参加者の責任）
1．参加者は、自らの意思によって本イベントに参加し、当該参加にかかわるすべての責　任を負うものとします。
2．参加者が本イベントの参加に起因して、第三者との間で紛争等が生じた場合でも、当　社は、当社に故意又は重過失がある場合を除き、何らの責任を負わず、参加者は、自らの責任においてこれを対処するものとします。

第10条（本規約の遵守）
　　参加者は、本イベントの参加にあたり、本規約及び当社が指定する事項に従うものとします。

第11条（参加時の注意事項）
1．本イベントの参加に際して入賞等した場合に特典が付与され、プラットフォームによる計算に従い報酬が支払われます。ただし、各イベントの開催概要、開催プラットフォームにより金銭的報酬が支払われないイベントも存在し、その際は金銭的報酬の請求ができないこととします。

なお、当該特典の内容・付与の方法については、当社が別途定めるものとします。
ただし、第12条（禁止事項）の各号に定める行為に違反した場合、損害に該当する金銭相当額を当社は参加者へ請求するものとします。
2. 本イベントの参加に際して動画の投稿・ライブ配信を行うにあたり、動画の撮影・　ライブ配信が禁止されている場所または危険な場所での動画の撮影・ライブ配信を してはなりません。
3. 大声を出す・大音量で音楽を流す、道を塞ぐなど、人に迷惑になる行為は控えて、
撮影・ライブ配信を実施しなければなりません。
4. 本イベントへの参加に際して動画の投稿・ライブ配信を行うにあたり、動画・ライブ配信に第三者が写っている場合には、必ず当該第三者から動画の使用につき、承　諾を得なければなりません。
5. 上記の場合の他、動画・ライブ配信に参加者以外の第三者の知的財産権が含まれる
場合、必ず投稿前に権利者から動画の使用につき、使用許諾を得てください。6. 参加者は、動画・ライブ配信について自らが投稿・ライブ配信することについての
適法な権利を有していること及び第三者の一切の権利を侵害していないことについて当社に対し表明し、保証するものとします。
7. 本イベントを参加者の意思で辞退した場合、いかなる場合も特典の付与等は行われないものとします。
8. オーガナイザー登録の変更及び各プラットフォームごとのアカウントの削除を行った場合、イベントを辞退したものとみなします。
9. 芸能事務所、劇団、その他の団体（以下「事務所等」といいます）に所属されてい　る参加者は、ご自身の責任で事務所等に本イベントへの応募の可否につきご確認ください。
10. 参加者が、本イベントに参加する場合、参加者には、本規約に定める事項のほか、ライブ配信プラットフォーム各社が別途定める本サービスの利用規約及びプライバシーポリシーが適用されますので、上記利用規約及びプライバシーポリシーの内容を確認し、かつこれらに同意の上、本イベントにご参加ください。

第12条（禁止事項）
当社は、参加者による以下の各号に定める行為を禁止します。なお、当社は、当該行為を行った参加者に対して、本イベントの参加資格を取り消し、将来にわたって本イベントへの参加を拒否する権利を有するものとします。
（1）当社、他の参加者もしくは第三者の権利又は法律上の利益（著作権、特許権、営業秘密、財産権、名誉権、プライバシー権等を含みますがこれに限られません）を侵害する又は侵害するおそれのある行為
（2）当社もしくは第三者を誹謗中傷し、信用を毀損する行為
（3）当社の書面による事前の承諾なくして本イベントを第三者に参加させる行為
（4）自ら、又は第三者をして、同一参加者のために、本イベントを利用するための本件ID等を、当社の承諾なく、複数取得する行為
（5）本件ID等を不正に利用する行為（自己に発行された本件ID等以外のID及びパスワードを利用する場合を含みますがこれに限られません）
（6）当社の書面による事前同意なくして本件ID等を第三者が利用可能な状態にする行為
（7）本イベントの運営を妨げる行為、又はそのおそれのある行為
（8）本ウェブサイト又は本イベントの利用に関連して、コンピューターウィルス等の有害なプログラムを利用ないし実行する行為
（9）犯罪行為、公序良俗に反する行為及びそのおそれのある行為
（10）法令等に違反する行為及びそのおそれのある行為
（11）本イベントに設けられた認証システム、セキュリティシステムを回避しようとする行為
（12）当社又は第三者になりすます行為又は意図的に虚偽の情報を流布させる行為

（13）反社会的勢力等への利益供与その他の協力行為
（14）他の参加者に対する嫌がらせや誹謗中傷を目的とする行為
（15）当社、本イベントの他の参加者又はその他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
（16）前各号の行為を直接又は間接に惹起し、又は容易にする行為
（17）本規約に違反する一切の行為
（18）オーガナイザー登録を変更する行為
（19）配信プラットフォームアカウントを削除する行為
（20）その他、当社が不適切と判断する行為

第13条（当社の維持責任）
当社は、本イベントの品質につき、本イベント提供時の技術標準を前提として、合理的な企業努力をする責任を負うものとします。

第14条（個人情報の取扱い）
1. 参加者は、当社が、本イベントを通じて、個人を識別することができる情報（以下「個人情報」といいます）を、次の目的で収集及び利用することを、あらかじめ承諾するものとします。
（1）本イベントの運営・提供及びこれらに付随するサービスの提供
（2）本イベントに関連する情報の案内・当社からの情報提供（弊社サービスに関する情報等のご連絡、弊社への各種お問い合わせ、ご意見などへの対応を含みますがこの限りではありません）
（3）問合せ対応
（4）マーケティング調査・傾向分析を実施・アンケート調査等への協力依頼のための利用
（5）今後、当社が新たに個人情報の利用を行うに際して、その同意を求めるための利用
（6）その他、当社が別途参加者から同意を得た範囲内の利用
2. 参加者は、当社が、本条第1項（1）から（6）に記載する利用に必要な範囲内において、個人情報を委託先に預託することを、あらかじめ承諾するものとします。
3. 当社は、本イベントを通じて当社が知り得た個人情報について、本条第2項又は以下の各号に該当する場合を除き、第三者に開示し、あるいは提供しないものとします。
（1）参加者が個人情報を他第三者に開示することに同意しているとき
（2）法令の規定に基づき参加者の個人情報・履歴情報等の開示を求められたとき
（3）当社あるいは第三者（他の参加者等）の生命、健康、財産及び権利等を保護するために必要であると当社が合理的に判断したとき
4. 当社は、個人情報を取得した場合、個人情報の保護に関する法律を遵守するものとします。

第15条（本イベント提供の中断）
1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本イベントの提供を中断できるものとし、参加者は、あらかじめこれを承諾するものとします。
（1）本イベントの提供に必要なシステム、ハードウェア、ソフトウェア等の設備の一部もしくは全部につき、システム拡張、メンテナンス等を行うためこれらを停止させる場合
（2）本イベントの提供に必要なシステム、ハードウェア、ソフトウェア等の設備の障害を補修する場合
（3）第三者からの不正アクセスを受けた場合等、当社が、本イベントを中断する合理的理由が認められると判断した場合
（4）天災、地変等の非常事態が発生し、ないし発生するおそれがある場合
（5）当社が利用する電気通信設備の障害等、やむを得ない事由が生じた場合
（6）その他、当社が本イベントの提供の全部又は一部を中止することが必要であると判断した場合

2. 前項の本イベントの提供の中断によって、参加者に損害が発生したとしても、当社は一切その責任を負いません。但し、当社に故意又は重過失がある場合はこの限りではありません。
3. 本条第1項の規定により本イベントの提供を中断するときは、当社は原則としてあらかじめその理由、提供中断をする日時及び期間を参加者に通知します。ただし、緊急その他やむを得ない場合はこの限りではないものとします。

第16条（本イベントの中止等）
1. 当社は、参加者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知又は催告することなく、当該参加者の本イベントを中止し、又は本イベントの提供を終了することができるものとし、参加者は、あらかじめこれを承諾するものとします。参加契約はこの時点で、解約されるものとします。
（1）第12条（禁止事項）の各号に定める行為を行った場合
（2）本規約に違反し、1週間以内に当該違反状態を是正するように催告したにもかかわらず、違反状態を解消できなかった場合
（3）当社への申告、届出内容が事実に反する場合
（4）差押え・仮差押え・仮処分・強制執行を受けたとき
（5）公租公課の滞納処分を受けたとき
（6）破産、民事再生、会社更生及び特別清算に係る手続き開始の決定を受け、又はこれらの申立ての事実があった場合
（7）当社が不適当と判断する行為を行った場合
2. 前項の本イベントの利用停止によって、参加者に損害が発生したとしても、当社は一切その責任を負いません。

第17条（本イベントの終了及び第三者に対する譲渡）
1. 当社は、相当な期間を設けて予告することで（予告は本ウェブサイトに掲示して通知します）、本イベントの全部又は一部を変更し、又は終了することができるものとし、参加者はこれを承諾するものとします。当社が、本イベントを終了する場合は、本イベントの終了日をもって、当社と参加者の参加契約は、将来に向かって解除されるものとします。
2. 当社は、前項に基づき当社が行った措置により参加者に生じた損害について何らの責任を負いません。但し、当社に故意又は重過失がある場合はこの限りではありません。
3. 当社は、本規約上の権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させることができるものとし、参加者はあらかじめこれを承諾するものとします。

第18条（知的財産権等）
1. 本イベントに関する日本を含む全世界における著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、（いずれも登録を受ける権利を含む）、営業秘密その他一切の権利は、全て当社に属します。
2. 参加者は、本イベントを通じて提供されるいかなる著作物その他一切の知的財産について、当社の許諾なくして、本規約又は当社が別途定める方法以外で自ら利用し、または、第三者に利用させることはできません。

第19条（損害賠償・免責）
1. 天災、地変その他の不可抗力等、当社の責に帰すべからざる事由により参加者に生じた一切の損害（参加者が本イベントに参加できなかったことにより生じた損害も含みますがこの限りではありません）について、当社は一切その責任を負わないものとします。
2. 当社は、本イベントに起因して参加者に生じるあらゆる損害について一切の責任を負いません。但し、当社に故意又は重過失が認められる場合は、この限りではありません。

3. 同条第2項但書により、当社が、参加者に対して損害賠償義務を負う場合でも、賠償義務の範囲は、金10,000円を上限とします。
4. 本イベントに関連して参加者と他の参加者その他第三者との間において生じた一切の紛争について、当社は何らの責任を負いません。

第20条（権利義務の譲渡等禁止）
参加者は、参加契約に基づく権利、義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、もしくは貸与、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の処分行為を行うことはできないものとします。

第21条（分離可能性）
本規約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効と判断された場合であっても、本規約の残りの規定は継続して完全に効力を有するものとします。

第22条（準拠法）
参加契約の成立、効力、解釈及び参加契約に基づき発生する義務の履行等については、日本国法に準拠するものとします。

第23条（合意管轄等）
1. 本規約に関連して参加者と当社との間で問題が生じた場合には、両者が誠意をもって協議の上解決するものとします。
2. 前項の協議によっても解決を図ることができず、訴訟による場合には、訴額に応じ、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附　則
2025年8月20日　改訂

所属規約

専属ライバー（第2条第3号で定義します）は、株式会社KIRINZ（以下「当社」といいます）が主催・運営・マネージメントする配信活動（第2条第1項で定義します）に参加することに関して、本規約を遵守するものとします。

第1条（適用）
本規約は、当社と専属ライバーとの間の権利義務関係を定めることを目的とし、当社と専属ライバーとの間に関わる一切の関係に適用されます。

第2条（用語の定義）
本規約では、以下の用語は以下の意味で利用するものとします。
（1）「ライバー」
主にインターネット等において、配信活動その他の表現活動を行う者をいう
（2）「本ウェブサイト」
当社が運営する公式ウェブサイト（https://kirinz.tokyo/、当該URL配下のインタ　ーネットウェブサイトを含み、当社がそのURLを変更した場合は、変更後のURLとします。）をいいます。

なお、本規約において本ウェブサイト上に定めることとしている条件については、
本ウェブサイト上の定め（本ウェブサイト上の定めが変更された場合は変更後のも
のとします。）、及び関連サイトも、本規約の一部を構成し、本規約の内容に含ま れるものとしま
す。
（3）「専属ライバー」
本規約に同意し、所属規約に基づいて、当社に所属するライバーをいいます
（4）「専属契約」
本規約に基づいて、当社・専属ライバー間に成立する契約をいいます。
（5）「クライアント」
専属ライバーによる配信活動その他の表現活動にかかる案件・業務を依頼する第三者をいいま
す。
（6）「配信活動」
インターネット等において、ライバー自身が権利を有する映像、音声、肖像等（第9条にて定義し
ます）その他の情報を公衆に送信する等の活動をいいます。

第3条（本規約への同意）
（1）当社の専属ライバーとなることを希望するライバーは、当社が定める本規約に同意
の上、当社の専属ライバーになるものとします。
20歳未満の方については、必ず保護者の方の同意を得た上で、当社に所属してくださ
い。
（2）当社に所属した場合、本規約に同意したものとみなし、また親権者等の法定代理人
の同意を得たものとみなされます。

第4条（所属資格）
専属ライバーとして当社に所属する資格は以下のとおりとします。
（1）プラットフォーム毎に定められている年齢の方。なお、未成年者については、親権者その他
の法定代理人の同意を得ていることを条件とする。
（2）芸能事務所、劇団、その他の団体に所属（本サービス（第9条で定義します）と
同一又は類似の業務を委託することを含みますが、この限りではありません）されて
いない方、または当社の事前の承諾を得て芸能事務所、劇団、その他の団体に所属
（本サービス（第9条で定義します）と同一又は類似の業務を委託することを含みま
すが、この限りではありません）されている方。
（3）反社会的勢力（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に定義され
る暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋、社会
運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、暴力団密接関係者及びその他の暴力的な要求行為若しくは
法的な責任を超えた不当要求を行う個人をいう）に該当しない方

第5条（本規約の変更）
（1）本規約の規定は、民法第５４８条の２第１項に定める定型約款に該当し、当社は本
規約の各条項を、専属ライバーの一般の利益に適合する場合又は変更を必要とする相
当の事由があると認められる場合には、民法第５４８条の４の定型約款の変更の規定
に基づいて変更するものとします。
（2）当社は、前項による本規約の規定の変更及び変更後の規定の内容を、本ウェブサイ
ト等で公表し、公表の際に定め明示する相当な期間を経過した日から適用されるもの
とします。
第6条（専属契約の成立）
イベント規約に同意した日を契約成立日とし、当該日から起算して2年間、当社とライバーとの間
に専属契約が成立するものとします。契約終了日は契約成立日から2年後の属する月の末日と

します。なお、他社との専属契約が既に成立している場合、当社との専属契約は原則として無効とします。
（2）専属ライバーとなることを希望するライバーは、当社が別途定める手続・フォーマットに従って、申込みを行い、氏名・住所・メールアドレス・電話番号その他当社が別途指定する事項について正確かつ最新の情報を当社に届け出るものとします。当社が、当該申込みについて承諾をし、専属ライバーとなることを認めた時点で、当社とライバーとの間で専属契約が成立するものとします。
（3）専属ライバーは、前項に基づき当社に届け出た事項について内容に変更が生じた場合には、当社が指示する方法により、速やかに当社に届け出るものとします。
（4）専属契約の有効期間は、契約成立日が属する月を初月として、契約終了日は2年後の末日とします。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、当社・専属ライバーのいずれからも別段の書面による意思表示がない限り、自動的に2年間延長されるものとし、以後同様とします。
（5）専属契約の有効期間終了後といえども、本条本項、第8条、第10条、第12条3項・5項・6項・7項、第14条、第17条2項、第18条2項、第19条、第20条、第21条、第22条乃至第25条の規定は有効に存続するものとする。

第7条（専属ライバー資格の取り消し）
専属ライバーが以下の各号のいずれかに該当する場合、当社は事前に予告することなく、直ちに当該専属ライバーとしての資格を取り消すことができます。
（1）第5条に基づき当社へ届け出た事項に虚偽があった場合
（2）過去に本規約違反等により参加資格の取り消しをされていることが判明した場合
（3）本規約に反して応募を行った場合
（4）本規約に違反した場合
（5）6ヶ月間連続で一度も配信活動を行わなかった場合
（6）その他当社が専属ライバーとして不適切と判断した場合

第8条（未成年者の参加）
（1）未成年者は、親権者等の法定代理人の同意を得た上で、専属ライバーとなるものとします。未成年者が第5条に基づき申込みをした時点で、本規約に基づく当社との専属契約の成立について、法定代理人の同意があったものとみなします。
（2）未成年者が、法定代理人の同意がないにもかかわらず同意があると偽り又は年齢について成年と偽った場合、その他行為能力者であることを信じさせるために詐術を用いた場合、専属ライバーに関する一切の法律行為を取り消すことは出来ません。

第9条（サービス）
（1）当社は、専属ライバーに対して、専属契約に基づき、以下のサービス（以下、「本サービス」といいます）を提供します。
1. 専属ライバーによる配信活動その他の表現活動に関するクライアントとの交渉及び契約の締結
2. クライアントに対する専属ライバーによる配信活動その他の表現活動の対価の請求及び受領
3. 専属ライバーによる配信活動その他の表現活動に関する助言・指導
4. その他専属ライバーによる配信活動に必要な一切のサービス
（2）当社は、一時的または長期に前項に定めるサービスを提供できなくなった場合、遅滞なく専属ライバーに対し、電子メール又は本ウェブサイトにおいて報告するものとします。

第１０条（専属ライバーの責任）
（１）専属ライバーは、自らの意思によって専属ライバーとなり、かつ、専属ライバーとしての配信活動その他一切の表現活動を行い、これらの活動にかかわるすべての責任を負うものとします。
（２）専属ライバーが、自己の配信活動その他一切の表現活動に起因して、クライアントその他第三者との間で紛争等が生じた場合でも、当社は、何らの責任を負わず、専属ライバーは、自らの責任においてこれを対処するものとします。但し、当社に故意又は重過失がある場合、当該紛争が、専ら当社の指示に起因する場合はこの限りではありません。

第１１条（本規約の遵守）
専属ライバーは、本規約及び当社が指定する事項に従うものとします。

第１２条（遵守事項）
（１）専属ライバーは、専属契約の有効期間中、事前の書面による当社の承諾を得ない限り、当社以外の第三者に、自己のライブ配信に係るマネジメントにかかる業務（本サービスと同一又は類似する業務をいいます）を委託してはなりません。
（２）専属ライバーは、ライバーとしての能力を高めるよう最大限の努力を尽くさなければなりません。
（３）専属ライバーは、当社が本サービスを通じて締結したクライアントとの契約等に基づき、当社の指示に従って、配信活動その他の表現活動を行う義務を負います。
（４）専属ライバーは、当社、他の専属ライバー、その他当社の同業者（他の芸能プロダクション、芸能プロダクションの役員及び従業員、芸能プロダクションに所属するタレント、役者、アーティスト、スポーツ選手、文化人等を含む。以下、「当社ら」といいます）を誹謗、中傷する等、当社らの名誉又は信用等を毀損する行為を行ってはなりません。
（５）専属ライバーは、本契約有効期間中、ライバーとしての活動を中止し又は引退を希望する場合は、事前に当社に報告しなければなりません。
（６）専属契約の有効期間中に、本サービスを通じて締結し、専属契約の終了日以降もなお有効に存続するクライアントとの契約に基づく義務については、専属契約の有効中及び専属契約の有効期間終了後も、当社又はクライアントの信用の毀損や、業務遂行に支障を生じさせることのないように責任をもって全うしなければなりません。
（７）専属ライバーは、専属契約の有効期間中に、本サービスを通じて締結し、専属契約の有効期間中及び有効期間終了日以降もなお有効に存続するクライアントとの契約に基づく当社及びクライアントによる専属ライバーの肖像等（肖像、氏名、経歴、写真、筆跡等をいいます。以下、同じです）の利用につき、何らの異議を述べないものとします。
（８）専属ライバーは、自己及び当社のイメージ、名声、品位、社会的信用及び社会的評価等を尊重し、これらを損なわないよう最大限配慮した言動・行動をとらなければなりません（専属ライバーの過去及び現在における私的な写真、動画、メールその他私生活に関する情報の不特定多数の第三者に対する流出の防止、公私における不適切な言動及び行動の自粛を含むが、これに限られません）。

第１３条（禁止事項）
当社は、専属ライバーによる以下の各号に定める行為を禁止します。
（１）当社、他の専属ライバーもしくは第三者の権利又は法律上の利益（著作権、特許

権、営業秘密、財産権、名誉権、プライバシー権等を含みますがこれに限られません）を侵害する又は侵害するおそれのある行為
（2）当社もしくは第三者を誹謗中傷し、信用を毀損する行為
（3）犯罪行為、公序良俗に反する行為及びそのおそれのある行為
（4）法令等に違反する行為及びそのおそれのある行為
（5）当社又は第三者になりすます行為又は意図的に虚偽の情報を流布させる行為
（6）反社会的勢力等への利益供与その他の協力行為
（7）他の専属ライバー、クライアントその他第三者に対する嫌がらせや誹謗中傷を目的とする行為
（8）当社、他の専属ライバー、クライアントその他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
（9）前各号の行為を直接又は間接に惹起し、又は容易にする行為
（10）本規約に違反する一切の行為
（11）その他、当社が不適切と判断する行為

第14条（権利の帰属等）
（1）専属ライバーは、当社に対し、専属契約に基づき専属ライバーの有する著作権、著作隣接権、特許権、商標権その他一切の知的財産権及び肖像等を、当社が、当社の事業において自ら使用すること及びこれらの使用をクライアントその他第三者に許諾する権利を独占的に許諾します。なお、当該許諾地域は、全世界とします。また、当該許諾は無償とし、専属ライバーは当社に対して、当該許諾にかかる対価等一切の請求を行いません。
（2）専属契約の有効期間中に、専属ライバーの配信活動のために制作された録音物・録画物その他一切の制作物に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）、著作隣接権（二次使用料請求権、私的録音録画補償金請求権等を含む。）、パブリシティ権及びその他の知的財産兼（特許権、商標権、意匠権等を含みます）は、全て当社に帰属し、当社は、これらの権利を自由に譲渡することができ、またこれらの使用を第三者に許諾することができます。これに対して、専属ライバーは、当社に対して、対価等一切の請求を行いません。
（3）専属ライバーは、著作者人格権、実演家人格権その他一切の権利を、当社及び当社の指定するクライアントその他の第三者に行使しないことを約束するものとします。
（4）IRIAMに関連した専属ライバーのアバター等（以下、本アバターという。）の著作権を含むすべての権利は当社に帰属する。ただし、イラストレーターもしくは専属ライバーが保有する著作権は権利の移転手続を行うことで当社に帰属するものとします。
（5）本アバターは、ライブ配信に必要な範囲で、当社から専属ライバーに貸与するものとする。ただし、ライブ配信に必要ない権利（グッズ販売等）は、引き続き当社が所有する。
（6）IRIAMに関連した専属ライバーのライブ配信に関係するSNS等各種アカウント類は新たに取得するものとする。なお、パスワード等、アカウントを運営する上で必要な情報については、当社へ共有し、専属ライバーは本契約終了後、活動に使用したアカウントを削除するものとする。

第15条（料金・対価）
（1）専属ライバーとして、当社に所属すること、当社の専属ライバーとして、当社より本サービスの提供を受けることに対する対価は、本規約又は当社が本ウェブサイト

その他の手段により別途定める場合を除き、原則として無償とします。
（2）当社は、専属ライバーに対し、当社が、専属ライバーによる配信活動の対価として
クライアントから取得する報酬その他一切の経済的利益（以下、「報酬等」とい
う）のうち、別途当社が定める方法により算出した金額（以下、「分配金」とい
う）を支払うものとします。なお、支払い方法等については、別途当社が定めるも
のとします。ただし、配信活動を行うプラットフォームにより当社ではなくプラッ
トフォームから支払が行われる場合があり、当該プラットフォームとの契約に従い
専属ライバーと当社がそれぞれ報酬を受け取ることとします。
（3）前項の支払について、当社が支払を行う場合は、分配金の額が1万円を超える（海　外口座
への支払いの場合は3万円を超える）まで、支払を繰り越すことができま
す。また、分配金の算出を開始した日を起算日として、当該起算日から6ヶ月間を
経過した日における分配金の合計額が、1万円（海外口座への支払いの場合は3万
円）に満たない場合には、当社は、当該分配金から当該分配金と同額を管理手数料
として控除するものとします。従って、この場合当社は、専属ライバーに対する当該分配金の支
払義務が免除されたものとします。
（4）本条第2項の支払について、専属契約が成立した日から12ヶ月間を経過する日ま
でに、専属ライバーが、分配金の支払い口座を当社に通知・登録をしなかった場合
は、専属ライバーは、当社に対する分配金の支払請求権を放棄したものとみなし、
当社は、専属ライバーに対する分配金の支払い義務が免除されたものとします。

第16条（個人情報の取扱い）
（1）専属ライバーは、当社が、個人を識別することができる情報（以下「個人情報」と
いいます）を、次の目的で収集及び利用することを、あらかじめ承諾するものとし
ます。
1. 専属契約に基づく本サービスの提供
2. 当社からの情報提供（専属契約に関する情報等のご連絡、弊社への各種お問い合
わせ、ご意見などへの対応を含みますがこの限りではありません）
3. 問合せ対応
4. その他、当社が別途専属ライバーから同意を得た範囲内の利用
（2）専属ライバーは、当社が、本条第1項（1）から（4）に記載する利用に必要な範
囲内において、個人情報を委託先に預託することを、あらかじめ承諾するものとし
ます。
（3）当社は、当社が知り得た専属ライバーの個人情報について、本条第2項又は以下の 各号に
該当する場合を除き、第三者に開示し、あるいは提供しないものとします。
1. 専属ライバーが個人情報を他第三者に開示することに同意しているとき
2. 法令の規定に基づき専属ライバーの個人情報・履歴情報等の開示を求められたとき
3. 当社あるいは第三者（他の専属ライバー等）の生命、健康、財産及び権利等を保護
するために必要であると当社が合理的に判断したとき
（4）当社は、個人情報を取得した場合、個人情報の保護に関する法律を遵守するものと
します。

第17条（本サービス提供の中断）
（1）当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本イベントの提供を中断できるもの
とし、専属ライバーは、あらかじめこれを承諾するものとします。
1. 本サービスの提供に必要なシステム、ハードウェア、ソフトウェア等の設備の一部 もしくは全
部につき、システム拡張、メンテナンス等を行うためこれらを停止させ
る場合
2. 本サービスの提供に必要なシステム、ハードウェア、ソフトウェア等の設備の障害

を補修する場合
　３．第三者からの不正アクセスを受けた場合等、当社が、本サービスを中断する合理的理由が認められると判断した場合
　４．天災、地変等の非常事態が発生し、ないし発生するおそれがある場合
　５．当社が利用する電気通信設備の障害等、やむを得ない事由が生じた場合
　６．その他、当社が本サービスの提供の全部又は一部を中止することが必要であると判断した場合
（２）前項の本サービスの提供の中断によって、専属ライバーに損害が発生したとしても、当社は一切その責任を負いません。但し、当社に故意又は重過失がある場合はこの限りではありません。
（３）本条第１項の規定により本サービスの提供を中断するときは、当社は原則としてあらかじめその理由、提供中断をする日時及び期間を専属ライバーに通知します。ただし、緊急その他やむを得ない場合はこの限りではないものとします。

第１８条（本サービスの中止等）
（１）当社は、専属ライバーが次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知又は催告することなく、当該専属ライバーに対する本サービスの提供を中止することができ、又は専属契約を解約することができるものとし、専属ライバーは、あらかじめこれを承諾するものとします。
　１．第１４条（禁止事項）の各号に定める行為を行った場合
　２．本規約に違反し、１週間以内に当該違反状態を是正するように催告したにもかかわらず、違反状態を解消できなかった場合
　３．当社への申告、届出内容が事実に反する場合
　４．差押え・仮差押え・仮処分・強制執行を受けたとき
　５．公租公課の滞納処分を受けたとき
　６．破産、民事再生、会社更生及び特別清算に係る手続き開始の決定を受け、又はこれらの申立ての事実があった場合
　７．当社が不適当と判断する行為を行った場合
（２）前項の本イベントの利用停止によって、専属ライバーに損害が発生したとしても、当社は一切その責任を負いません。

第１９条（本サービスの変更及び第三者に対する譲渡）
（１）当社は、相当な期間を設けて予告することで（予告は本ウェブサイトに掲示して通知します）、本サービスの内容の全部又は一部を変更することができるものとし、専属ライバーはこれを承諾するものとします。
（２）当社は、前項に基づき当社が行った措置により専属ライバーに生じた損害について何らの責任を負いません。但し、当社に故意又は重過失がある場合はこの限りではありません。
（３）当社は、本規約上の権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させることができるものとし、専属ライバーはあらかじめこれを承諾するものとします。

第２０条（知的財産権等）
（１）専属契約及び本サービスに関する日本を含む全世界における著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、（いずれも登録を受ける権利を含む）、営業秘密その他一切の権利は、全て当社に属します。
（２）専属ライバーは、本サービスを通じて提供されるいかなる著作物その他一切の知的財産について、当社の許諾なくして、本規約又は当社が別途定める方法以外で自ら

利用し、または、第三者に利用させることはできません。

第21条（損害賠償・免責・違約金）
（1）天災、地変その他の不可抗力等、当社の責に帰すべからざる事由により専属ライバーに生じた一切の損害について、当社は一切その責任を負わないものとします。
（2）当社は、本サービスの提供に起因して専属ライバーに生じるあらゆる損害について一切の責任を負いません。但し、当社に故意又は重過失が認められる場合は、この限りではありません。
（3）前条第2項但書により、当社が、専属ライバーに対して損害賠償義務を負う場合でも、賠償義務の範囲は、金10,000円を上限とします。
（4）専属契約・本サービスの提供に関連して専属ライバーと他の専属ライバーその他第三者との間において生じた一切の紛争について、当社は何らの責任を負いません。
（5）本規約第11条、第12条、第13条に記載の条項に違反した場合、当社は専属ライバーへ違約金の請求を行うことが出来ることとします。違約金は金100万円を下限とし、契約時から支払った分配金を加算して計算することとします。
（6）IRIAMの専属ライバーに限り、下記の条件を満たさずに解除又は退所した場合、当社へイラスト諸経費として22,000円（税込）を支払うものとする。
1. 初配信後、30日以内に50時間以上の有効配信（1日上限4時間まで）を行う
2. 本契約後、2カ月以上の在籍及び配信活動を行う

第22条（権利義務の譲渡等禁止）
専属ライバーは、専属契約に基づく権利、義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、もしくは貸与、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の処分行為を行うことはできないものとします。

第23条（分離可能性）
本規約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効と判断された場合であっても、本規約の残りの規定は継続して完全に効力を有するものとします。

第24条（準拠法）
専属契約の成立、効力、解釈及び専属契約に基づき発生する義務の履行等については、日本国法に準拠するものとします。

第25条（合意管轄等）
（1）本規約に関連して専属ライバーと当社との間で問題が生じた場合には、両者が誠意をもって協議の上解決するものとします。
（2）前項の協議によっても解決を図ることができず、訴訟による場合には、訴額に応じ、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附　則
2025年8月20日　改訂